

米子駅周辺まちづくり基本構想策定支援業務委託仕様書

1 業務名

米子駅周辺まちづくり基本構想策定支援業務委託

2 業務場所

米子駅周辺（別紙位置図参照）

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務目的

米子市では、まちなかを「車中心」から「公共交通と歩行者中心」の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと生まれ変わらせることを目指している。とりわけ米子駅周辺は、本市の目指す「歩いて楽しいまち」の顔となる場所であり、令和5年7月に開通した米子駅南北自由通路（がいなロード）や都市再生整備計画において進められている各種事業と連携しながら、エリア全体で「歩いて楽しいまち」を実現することが期待される。

本業務は、米子駅周辺における「歩いて楽しいまち」を実現するためのまちづくり基本構想を、関係者と議論しながら策定することを目的とする。

5 業務内容

（1）計画準備

業務を円滑に履行するため、業務内容を十分理解し、実施計画及び工程計画を作成する。

（2）現況調査・課題整理

米子駅周辺における現況について、居住や商業の状況、歩行者や人の流れ、土地利用と公共空間、交通ネットワークの状況等を中心に、各種統計調査やデータ、現地調査の結果からとりまとめる。また、その結果をもとに米子駅周辺における課題を整理する。

（3）まちづくりのコンセプト及びエリア別方針の検討

課題整理やワークショップの結果を踏まえ、米子駅周辺のまちづくりのコンセプトをとりまとめる。更に、米子駅周辺をいくつかのエリアにゾーニングしたうえで、それぞれのエリアが目指すべきすがたやその実現手法の方向性について、エリア別の基本方針としてとりまとめる。

（4）回遊ネットワークの検討

米子駅周辺の回遊や交通に関するネットワークの考え方や役割分担について検討を行

い、ネットワーク方針としてとりまとめる。検討は、歩行者だけでなく、自転車や公共交通、更にはこのエリアにアクセスまたは通過する自動車を含めて検討を行う。さらに回遊ネットワークの構築により生じる周辺交通ネットワークへの影響や効果を必要に応じて交通シミュレーション等により検証するとともに、災害時や救急医療、物流など様々な観点からその影響を検討し、エリア内の主要路線についてあり方を検討しとりまとめる。

(5) 米子駅周辺の将来像の検討

(3) 及び (4) で検討したまちづくりコンセプト、エリア方針及び回遊ネットワークから、エリアごとの将来像のあり方とその実現方法について検討を行う。具体的には、各エリアの主要な公共空間や沿道、まちなみのあり方について検討を行うとともに、それを実現するための取り組みを、ハード面及びソフト面からとりまとめる。将来像を取りまとめる際は、イメージパース等のビジュアル資料により視覚的に分かりやすく、イメージの共有ができるようなものとなるように工夫してとりまとめる。

(6) ワークショップの開催

米子駅周辺のまちづくりのコンセプトや将来像を検討するため、市民ワークショップを開催する。ワークショップの回数は2回を想定し、開催時期は10月中旬～11月上旬頃に1回目、12月中旬頃に2回目を予定している。ワークショップでは、現在の米子駅周辺に対する課題や将来への期待、検討結果を踏まえた意見交換や提案などについて議論を行うものとする。主な参加者やその募集方法、ワークショップの内容については受注者の提案に基づき、発注者との協議のうえ決定する。

(7) 将来像を実現するために必要な制度や体制の検討

(5) で検討した米子駅周辺の将来像を実現するために必要な手法について検討を行う。賑わい形成に必要な制度や体制について整理し、検討及び提案を行う。

(8) 検討委員会の運営支援

米子駅周辺まちづくり基本構想を検討するうえで、庁内関係課及び関係機関や有識者からなる検討委員会の運営を支援する。具体的には議事の設定、説明資料の作成及び当日の検討報告、議事要旨の作成等を実施する。なお、日程調整及び会場の確保、委員への案内、通知等については発注者が実施する。

(9) 報告書作成

検討結果を米子駅周辺まちづくり基本構想(案)としてとりまとめる。なお、令和7年12月時点で基本構想(骨子)をまとめ、発注者に提出するほか、ワークショップでの記録、意見を取りまとめたものも別途作成を行う。

なお、いずれの成果も公表することを前提としてとりまとめを行う。

(10) 打ち合わせ

業務着手時、中間時（2回）、成果納品時の計4回を想定している。

6 成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| ・ 報告書（A4版ドッジファイル） | 1 部 |
| ・ 上記電子データ（CD-RもしくはDVD-R） | 1 式 |
| ・ その他発注者が指示するもの | 1 式 |

7 著作権

本業務における成果品は、米子市がそのすべての著作権を有するものとする。成果品には、報告書本文、添付資料、図面、写真、画像、イメージパース、電子データ等、本業務により作成されたすべてのデータを含むものとする。

また、受注者は当該成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証し、万一、成果品に関して第三者から権利侵害の申し立てがあった場合には、受注者の責任においてこれを解決するものとする。

本業務の範囲は位置図に示す区域を基本とするが、必要に応じて周辺地域等も検討対象とする。

検討範囲

